第四条第五項中「記録されて」を「記録がされて」に、「又は収益の分配」を「、収益の分配又は剰余金の配当」に、「若しくは同項第三号」を「、同項第三号」に、「の受益証券につき」を「の受益証券若しくは同項第四号の社債的受益権につき」に、「第三条の三第八項」を「第三条の三第九項」に、「又は法第八条第一項第三号」に、「同号の貸付信託若しくは」を「同号の貸付信託又は」に、「、法第八条第六項」を「、同条第六項」に改め、同条第六項中「利子又は収益の分配のうち」を「施行令第三条の三第一項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）のうち」に、「当該利子又は収益の分配」を「当該利子等」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条第八項中「第三条の三第八項」を「第三条の三第九項」に、「公社債」を「公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。）に係る公社債又は社債的受益権（同条第一項に規定する社債的受益権をいう。）」に、「する同項」を「する施行令第三条の三第九項」に改め、同項第二号中「第二十四条の四の七」を「第二十四条の四の七第一項」に改め、同条第十二項中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十項」に改める。

第二十二条の十八の四第二項中「第二百条第三項第一号」を「第二百条第二項第一号」に改める。

第二十二条の十九の三第一項第五号中「出資の」を「出資（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の」に改め、「出資（」の下に「社債的受益権を除き、」を加える。

第二十二条の二十の二第二項中「第六十八条の三の二第一項第一号ロ⑵」を「第六十八条の三の二第一項第一号ロ⑶」に改め、同条第三項中「第三十九条の三十五の二第五項」を「第三十九条の三十五の二第六項」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十九条の三十五の二第六項第一号」を「第三十九条の三十五の二第八項第一号」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の二第十三項」を「第三十九条の三十五の二第十四項」に改め、同条第七項中「第三十九条の三十五の二第十三項」を「第三十九条の三十五の二第十四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の二第十五項」を「第三十九条の三十五の二第十六項」に改める。

第三十一条の五の次に次の一条を加える。

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税を受けるための手続）

第三十一条の五の二　法第八十三条の三の規定の適用を受けようとする同条に規定する原委託者は、その登記又は登録の申請書に、当該登記又は登録が同条の規定に該当するものであることについての資産の流動化に関する法律施行令第七十六条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された財務局長若しくは福岡財務支局長又は内閣府設置法第四十五条第一項の規定により財務局の長とみなされた沖縄総合事務局の長の証明書で、法第八十三条の三に規定する特定目的信託が同条各号に掲げる要件の全てを満たすものであること、当該原委託者が当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当該特定目的信託の委託者であったこと、当該特定目的信託の信託財産に属する財産であつて当該登記又は登録に係るもの（当該特定目的信託の効力が生じた時に同条に規定する受託信託会社等が当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものに限る。）が当該受託信託会社等から当該原委託者に賃貸されていたものであること及び当該財産が当該信託契約の終了の時に当該原委託者により買い戻されたものであること並びに当該信託契約の終了の日、当該原委託者が当該財産を買い戻した日、当該特定目的信託の効力が生じた日から同条第一号に規定する社債的受益権の元本の償還が完了する日までの期間及び当該社債的受益権に係る受益証券が発行された日の記載があるものを添付しなければならない。

附　則

この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

○財務省令第七十八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「の措置法」を「の租税特別措置法」に改め、同条第百十一号を次のように改める。

百十一　資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三の二第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項中「の措置法」を「の租税特別措置法」に改め、同表特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項中「法規別表十（十一）「23」」を「法規別表十（十一）「33」」に改める。

様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項中「の措置法」を「の租税特別措置法」に改める。

附　則

1　この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第一による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

00379	法規別表十（十一）「８」の欄の金額

を

00379	法規別表十（十一）「16」の欄の金額

に改め、同表特定投資信託に係る受託法人の課

告　示

○金融庁告示第百十七号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百七十七条第一項第六号及び第百七十八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

目次中「第三節　内部管理モデル方式（第十条―第十四条）」を「第三節　内部管理モデル方式（第十条―第十五条―第十五条の七）」に、「第十七条・第十八条」を「第十七条―第十九条」に改める。

「第四節　証券化証券等（第十四条の二―第十四条の十一）」に、「第十五条」を「第十五条―第十五条の七」に、「第十七条・第十八条」を「第十七条―第十九条」に改める。

第一条第四号リ中「国際機関」の下に「（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二十二号中「（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第三十九号を第四十号とし、第四十一号を第四十号とし、同条第四十二号中「（指定国の中央銀行を含む。）」の下に「、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体」を加え、同号を同条第四十一号とし、同条第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とし、同条第四十五号中「第十条第二項」を「第十一条第一項」に改め、「検定を行うこと」の下に「（第十五条の四第二号に規定するものを除く。）」を加え、同号を同条第四十四号とし、同条第四十六号中「分析を行うこと」の下に「（第十五条の四第二号に規定するものを除く。）」を加え、同号を同条第四十五号とし、同条中第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二十一号を加える。